

# 鳥取市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化及び紛争の予防、調整等に関する条例

廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化と紛争の予防、調整等を図るため、廃棄物処理施設等を設置しようとする者に事業計画の事前公開及び関係住民に対する説明会の開催等を義務付けるとともに、廃棄物処理施設等の設置者と関係住民との間の紛争に係る意見の調整を行う制度、施設等における処理状況の公表制度等を定めたものです。

## ■対象施設 廃棄物処理施設等（1～5の施設）を設置（注）するとき、合意形成手続が必要

<b>1 廃棄物処理法による設置許可が必要な産業廃棄物処理施設</b>	
① すべての最終処分場（埋立処分場） ② 焼却施設：100kg／日（廃プラスチック類）を超える能力のもの、200kg／時間（木くず等）以上の能力のものなど ③ 破碎施設：5 t／日を超える能力のもの（木くず、がれき類、廃プラスチック類） その他一定の種類、規模・能力以上の処理施設（計19種類）	
<b>2 産業廃棄物処理業者が業として処理を行うために設置する産業廃棄物処理施設</b>	
（1以外のもの。積替え保管施設（運搬のための一時保管施設）を含む。） ① 小規模な焼却施設、破碎施設 ② たい肥化施設 など	
<b>3 廃棄物処理法による設置許可が必要な一般廃棄物処理施設</b>	
① すべての最終処分場（埋立処分場） ② 5 t／日以上能力のごみ処理施設 ③ 200kg／時間以上の能力の焼却施設など	
<b>4 特定小型焼却施設</b>	
廃棄物焼却炉であって、次のいずれかに該当するもの （1～3の施設又は事業者が廃棄物を排出した事業所内で自ら処理するために設置するものを除く。） ・火床面積（廃棄物を焼却するところの面積）が0.5㎡以上のもの ・焼却能力が50kg／時間以上のもの	
<b>5 無害化処理実証試験施設</b>	
① 環境大臣が行う無害化処理施設（石綿、微量PCB）の認定申請に係る実証試験施設	

注) ① 廃棄物処理施設等の新設（既存施設を用いて新たに許可を受ける場合を含み、規則で定める施設の承継・更新を除く。）、のほか、その位置、構造、規模若しくは処理する廃棄物の種類を変更（軽微な変更は除く。）するときも手続が必要です。  
 ② 次の廃棄物処理施設等は、設置に係る事前手続の規定は適用されません。  
 ・一定の移動式の施設 ・環境影響評価法又は鳥取県環境影響評価条例の対象となる施設

## ■合意形成手続 （別紙：手続条例の概要）

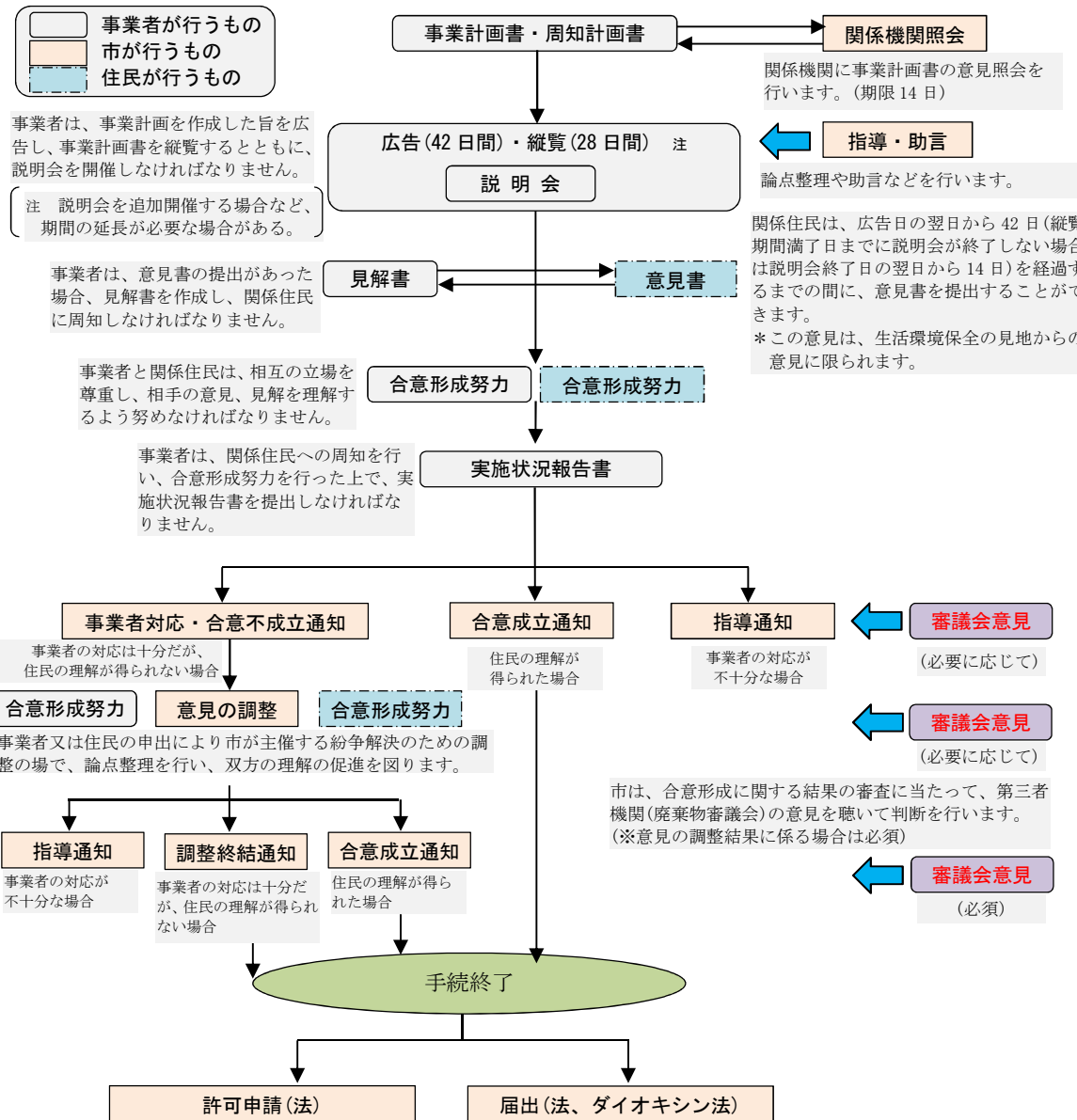
### ■施設設置者の責務

廃棄物処理施設等の設置者は、処理状況を市に報告し、施設を関係住民に公開するよう努める。  
 また、あらかじめ事故対応にかかる費用を措置するとともに、事故発生時に応急措置・届出を行う。  
 ☞ これらの責務は、条例施行前に設置された廃棄物処理施設等の設置者にも適用。

処理状況の報告、公表	
廃棄物の処理状況を毎年6月末までに報告。廃棄物の処理状況に関する記録を関係住民に閲覧。 ☞ 廃棄物処理施設等の処理状況の透明化を図るため。 【条例第25条、鳥取市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第37条】	
処理施設の公開	
設置者は、業務に特段の支障がある場合を除き、自ら、関係住民に対し廃棄物処理施設等を公開するよう努める。 <span style="float: right;">【条例第28条】</span>	
事故時の措置	
廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生し、廃棄物や処理に伴って生じた汚水等が流出するなどして、生活環境の保全上支障が生じる（おそれがある）ときは、応急措置を講じるとともに、速やかに市に届け出。 <span style="float: right;">【廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条の2、条例第26条】</span>	
事故対応費用の措置	
設置者は、廃棄物処理施設等において破損その他の事故が発生した場合に、廃棄物の除去等を適切に行うため、これに要する費用をあらかじめ積み立てる等の措置を行うよう努める。 ☞ 事故対応費用の措置方法は、積立によるほか民間保険への加入等を想定。 <span style="float: right;">【条例第27条】</span>	

# 手続条例の概要

別紙



**(実施状況報告に対する通知)**  
 第16条 市長は、前条の規定による実施状況報告及び前条第2項の規定による意見に基づき、事業者と関係住民の合意形成に関する結果を審査し、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者及び関係市町村長に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。  
 (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。  
 (2) 住民への周知に係る事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。  
 (3) 住民への周知に係る事業者の対応は十分であるが、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。  
**2 市長は、前項の通知を行うときは、必要に応じて鳥取市廃棄物審議会の意見を聴くものとする。**

**(意見の調整)**  
 第17条 事業者又は関係住民は、前条第1項第3号に係る通知が行われた場合は、紛争の解決のための意見の調整(市長が主催する会議において、事業者及び関係住民の意見の論点を整理すること等により、双方の主張内容の理解の促進を図り、紛争の解決を図ることをいう。以下「意見の調整」という。)を市長に申し出ることができる。  
**5 市長は、意見の調整を行うときは、必要に応じて鳥取市廃棄物審議会の意見を聴くものとする。**

**(意見調整結果の通知)**  
 第18条 市長は、前条の規定による意見の調整を行った結果について、次の各号のいずれに該当するかについて判断し、規則で定めるところにより、その旨を事業者に通知するとともに、関係住民に周知しなければならない。  
 (1) 関係住民の理解が得られたと認めるとき。  
 (2) 意見の調整に対する事業者の対応が不十分であり、関係住民の理解が得られていないと認めるとき。  
 (3) 次条の規定により意見の調整を終結するとき。  
**2 市長は、前項の通知を行うときは、鳥取市廃棄物審議会の意見を聴くものとする。**